

国際航空の現状と課題～アジア・ゲートウェイ構想に基づく航空自由化等について～

航空自由化の推進

● アジア各国との航空自由化の推進

8月2日に、空港容量に制約のある我が国の首都圏関連路線を除き、日韓相互に、乗り入れ地点及び便数の制限を廃止し、航空自由化を実現することで合意。これを受け、8月8日にアジアナ航空が、静岡空港開港時に週7便のソウル便就航を表明。これに続き、11月29日に、タイとの間で、日韓間と同様の航空自由化を実現することで合意。また、6月27日～29日の日中航空当局間協議、10月24日～26日の日・香港航空当局間協議において、日本側より、アジア・ゲートウェイ構想に基づく航空自由化を提案し、引き続き協議することとなった。

● 地方空港の乗り入れ自由化

11月2日に、自由化交渉の妥結前でも暫定的に、地方空港への乗り入れを認める方針を、外国航空会社に対して通知。

羽田空港の国際化の推進

● 羽田＝上海虹橋チャーター便の就航

9月29日(日中国交正常化35周年の記念日)から、1日4便で運航開始。あわせて暫定国際ターミナルの改修・拡張工事を行った。

● 羽田＝北京南苑チャーター便の就航について検討を開始

12月9日に、日中の大臣間の会談において、日本側より、北京五輪前の就航を提案し、双方の航空当局が検討を開始することで一致。

● 特定時間帯(20時半～23時の出発、6時～8時半の到着)の国際チャーター便の実現

6月12日に、特定時間帯に国際旅客チャーター便が運航できる旨を航空会社に通知。7月27日以降、日本航空がウランバートル便、成都便などを9本、全日空が成都便を2本、合計11便のチャーター便を運航。

● 昼間時間帯(6時～23時)の発着枠の拡大

9月1日から、高速離脱誘導路の整備等により、羽田空港の発着枠を1日10便増加。このうち、上海虹橋チャーター便に4便、羽田－関空－海外の乗り継ぎ改善に4便を使用。



(虹橋チャーター便就航記念行事の様子)

その他

● シベリア上空通過料の段階的撤廃

6月23日に、日・ロシア航空当局間で、シベリア上空通過料について、EU航空企業と同様に、段階的に撤廃することで合意。また、日本企業のシベリア上空通過便数枠についても、週108便から週140便に大幅拡大することで合意。